

# 航空自衛隊の基地と共存・騒音訴訟



小松基地起工式に臨む市長を始めとする関係者(『小松市制50周年記念誌』より)

昭和二十七年(一九五二)一月、衆参両議院に対し石川・富山・福井三県知事と小松市・小松商工会議所等から「小松飛行場を北陸の『空の玄関』民間飛行場として使用したい」とする請願書が提出された。

この結果、翌二十八年四月に「北陸航空輸送株式会社」が小松飛行場で貨物輸送を開始し、三十年七月からは小松く大阪間、十月からは小松く名古屋間の航空定期便が、それぞれ週三日間ずつ運行することとなった。

ところで、この時期の飛行場は未だ米軍管理下にあったが、防衛庁から米軍の飛行場返還後に自衛隊ジェット基地化を図りたい旨が、和田傳四郎市長に伝えられてきたため、市民間では「賛否両論」が入り乱れ騒然となった。

反対派は「市民の生活と平和を守るために絶対阻止」を叫び、賛成派は「一五〇〇人の隊員が駐屯する経済効果は極めて大きい」として激しく対立したが、基地先進地の静岡県浜松市や愛知県小牧市を調査した結果、騒音対策や十分な補償、資材の地元調達等を前提として市議会総会でも議論の末に「賛成決議」がなされた。

昭和三十三年二月十九日、小松飛行場は米軍から日本政府に返還され、大蔵省の北陸財務局が管轄することになった。一方、民間定期便はさらに拡充されて全日空東京く名古屋く小松便も就航した。民間利用が活発化する中でジェット基地化は、運輸省管轄の飛行場と防衛庁管轄の航空基地が「併存」することになり、論議を呼んだが、結



ジェット基地化反対を叫んで市役所に押しかけた市民・労働者(『ふるさと石川歴史館』より)

局、防衛庁管轄の基地が空港  
環境整備の中心となり、民間  
飛行場がこれを利用していく  
という、基地が「主」で飛行  
場が「従」の方針が確定した。

昭和三十五年四月、小松基



基地発足記念で展示されたジェット機を見るため詰めかけた市民・県民(『ふるさと石川歴史館』より)

地起工事が挙行され、翌三十六年六月  
には飛行場の開庁式が実施され、大蔵  
省から防衛庁・運輸省への移管手続き  
も完了したが、反対派はこれに集団訴  
訟で対抗した。

(平野 優)